

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
133	脚注①	<u>実質経済成長率は名目経済成長率と、物価指数である GDP デフレーターを用いて導くことができる。</u> <u>実質経済成長率＝名目経済成長率÷GDP デフレーター</u>	<u>実質 GDP の変化率。実質 GDP＝名目 GDP÷GDP デフレーター（物価指数）×100。</u> <u>実質経済成長率＝（その年の実質 GDP－前年の実質 GDP）÷前年の実質 GDP×100</u>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
2 75	目次 下コラム	18 歳選挙権と成 <u>人</u> 年齢 成 <u>人</u>	18 歳選挙権と成 <u>年</u> 年齢 成 <u>年</u>
2	目次	最高裁判所による主な違憲判決	最高裁判所による主な違憲判断
13	上資料	人間たるに値する <u>生存</u>	人間たるに値する <u>生活</u>
18	11	行政に <u>責任を負う</u> 。	行政 <u>権を行使する</u> 。
22	上図	<u>2016</u> 年現在	<u>2017</u> 年現在
29	14～16	また、 <u>2014</u> 年には、国民投票の投票年齢を <u>20</u> 歳以上から 18 歳以上に引き下げることが決定された。 2018 年 6 月 21 日実施	その後、 <u>2018</u> 年に国民投票の投票年齢が <u>20</u> 歳以上から 18 歳以上に引き下げ <u>られた</u> 。
30	下表	<u>男女</u> の本質的平等（24）	<u>両性</u> の本質的平等（24）
45	左上図	別紙 1 参照	別紙 1 参照
45	右上図	別紙 1 参照	別紙 1 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
46	上コラム内の 図	<u>2016</u> 年	<u>2017</u> 年
52	上 図 タ イ ト ル ・ キ ャ プ シ ヨ ン	国会の組織	国会の組織 参議院の定数は、 <u>2022 年に 248（比 例代表 100，選挙区 148）になる。</u>
53	右上写真	別紙 2 参照	別紙 2 参照
56	左上図	別紙 2 参照	別紙 2 参照
57	22～24	民主党政権 ^{もと} の下では、政策決定過程から官僚を外 すなどの方針がとられ、 <u>最近では官僚人事なども 含めて内閣総理大臣などが上から統制する「官邸 主導」の傾向が強まっている。</u>	民主党政権 ^{もと} の下では、政策決定過程から官僚を外 <u>2009～12 年</u> すなどの方針がとられた。 <u>その後の自民政権で 2012 年～</u> は、 <u>2014 年に内閣人事局が設置され、官僚人事な ども含めて内閣総理大臣などが上から統制する 「官邸主導」の傾向が強まっている。</u>
63	1	検察審査会制度も <u>改革され、</u>	検察審査会制度は、
63	6～10	時効を廃止 <u>または延長する制度の</u> 改革も行われ た。 <u>その一方で、^{えんざい}冤罪防止のためには、取り調べの 可視化^①や代用刑事施設^②（「代用監獄^{かんごく}」）の廃止 などが有効である</u> という意見もある。司法制度へ の信頼をより確固たるものとするため、さらなる 改革が求められる。	時効を廃止・延長する制度改革も行われた。 <u>なお、 2016 年には一部事件への取り調べの可視化^①の導 入が決まり、2018 年には捜査協力により^{そうさ}刑罰^{げん}の減 免^{めん}を得る司法取引制度も導入された。^{えんざい}冤罪防止の ためには代用刑事施設^②（「代用監獄^{かんごく}」）の廃止が 有効だ</u> という意見もあり、司法制度への信頼を確固 たるものとするため、さらなる改革が求められる。

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
63	下コラム内・ 左段 14～16	<u>成年者</u> と同じ地方裁判所へ起訴されることになった。	<u>成人</u> と同じ地方裁判所へ起訴されることになった。
64	下図	別紙 3 参照	別紙 3 参照
64	下図	別紙 3 参照	別紙 3 参照
66	右上図	別紙 3 参照	別紙 3 参照
68	左図	別紙 4 参照	別紙 4 参照
	同・キャプション	<u>2017</u> 年 <u>11</u> 月現在	<u>2018</u> 年 <u>9</u> 月現在
73	レクチャー	別紙 5 参照	別紙 5 参照
73	レクチャー	別紙 5 参照	別紙 5 参照
75	下コラム	別紙 6 参照	別紙 6 参照

訂正箇所		原	文	訂	正	文
ページ	行					
79	レクチャー 内・左段 3～7	知事や市町村長，地方議会の選挙や農業委員会の選挙，衆議院議員選挙の際に実施される最高裁判所裁判官の国民審査，そして地方公共団体の直接請求の投票などができる（憲法改正の国民投票は2018年以降）。		知事や市町村長，地方議会の選挙，また，衆議院議員選挙の際に実施される最高裁判所裁判官の国民審査，憲法改正の国民投票，地方公共団体の直接請求の投票などができる。		
88	左下図	2017年通常予算 総額 25.8 億ドル		2018年通常予算 総額 24.9 億ドル		
91	上年表	別紙 6 参照		別紙 6 参照		
94	11 16～17 脚注①	<u>エジプトやシリア</u> ^① 2015 年には，1961 年から断絶が続いたアメリカとキューバが和解し，国交を正常化する動きも見られた。 →前見返し ①シリア内戦 内戦が長期化するなかで，「イスラム国 (IS)」と称する宗教原理主義勢力の台頭が問題となっている。		<u>シリアやイエメン</u> 2015 年には，1961 年から断絶が続いたアメリカとキューバが和解し，国交を正常化する動きも見られた。2018 年には，米朝首脳会談が行われ，朝鮮半島の非核化が話し合われた。 削除		
98	17	難民議定書 1966 年		難民議定書 1967 年		
100	レクチャー上図	別紙 7 参照		別紙 7 参照		

訂正箇所		原	文	訂	正	文
ページ	行					
101	レクチャー下 段	2010 年末から広がった「アラブの春」の流れのなかで、シリアでも反政府運動が高まり、2011 年にアサド政権と複数の反政府勢力との間で内戦が勃発した。そして、紛争が長期化するなか、「イスラム国（IS）」と称する勢力が台頭した。この組織はイラクやシリアを拠点とし、イラク政府、クルド人などとの戦いを繰り返すなかで中東地域で大きな影響力をもつようになった。これに対しては、アメリカ、フランス、ロシアなどが空爆を行っており、この地域における紛争の様相は複雑化している。	2010 年末から広がった「アラブの春」の流れのなかで、シリアでも民主化の機運が高まり、2011 年に独裁的なアサド政権と反政府勢力との間で内戦が勃発した。これに対し、ロシアやイランはアサド政権側を、欧米諸国は反政府勢力を支援したが、その一方で「イスラム国（IS）」と称する宗教原理主義勢力が台頭し、内戦は複雑化した。その後、2017 年までに IS は後退し、アサド政権は勢力を回復したが、クルド人も東部で支配を固め、国家の再統一にはいたっていない。その間、1000 万人以上の人々が国内外で避難を強いられたままである。			
103	16	その後、ラムサール条約 ^⑨ や 1971 年採択	また、ラムサール条約 ^⑨ や 1971 年採択			
105	左上図 同・キャプション	別紙 7 参照 2017 年版	別紙 7 参照 2018 年版			
105	右上図	別紙 8 参照	別紙 8 参照			
105	8	削減目標の達成が義務化されていないなどの課題もある。	削減目標の達成は義務化されず、また 2017 年にアメリカが離脱を表明した。			
106	右上図	別紙 8 参照	別紙 8 参照			

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
107	1	2015 年に原子力発電所の再稼働 ^{かどう} が行われ,	2015 年より原子力発電所の再稼働 ^{かどう} が行われ,
107	7	低炭素社会	脱炭素社会
110	左上図 同・キャプション	別紙 9 参照 <u>ODA</u> 白書	別紙 9 参照 <u>開発協力</u> 白書
110	右上図	別紙 9 参照	別紙 9 参照
110	脚注❶	<u>24</u> 位 (2013 年)	<u>21</u> 位 (2016 年)
120	左下図	別紙 10 参照	別紙 10 参照
120	右下図	別紙 10 参照	別紙 10 参照
131	右下図	別紙 10 参照	別紙 10 参照
132	右上図	別紙 11 参照	別紙 11 参照
139	右上図	別紙 11 参照	別紙 11 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
140	左上図	別紙 11 参照	別紙 11 参照
142	下図	別紙 12 参照	別紙 12 参照
144	右上図	別紙 12 参照	別紙 12 参照
145	左上図	別紙 13 参照	別紙 13 参照
145	右上図	別紙 13 参照	別紙 13 参照
146	左上図	別紙 14 参照	別紙 14 参照
146	11～12	<u>2017</u> 年度末には <u>898</u> 兆円（国と地方を合わせると <u>1093</u> 兆円）	<u>2018</u> 年度末には <u>915</u> 兆円（国と地方を合わせると <u>1107</u> 兆円）
149	上図	別紙 14 参照	別紙 14 参照
157	3～4	<u>2016</u> 年に調印された環太平洋経済連携協定 ^{れんけい}	<u>2018</u> 年に調印された環太平洋経済連携協定 ^{れんけい}
161	脚注①	具体的な行動計画のこと。 <u>第 2 次計画が 2000 年に、第 3 次計画が 2006 年に、第 4 次計画が 2012 年に閣議決定された。</u>	具体的な行動計画（ <u>1994 年策定</u> ）。 <u>第 5 次計画が 2018 年に閣議決定された。</u>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
164	2	消費者契約法 2000 年制定, 2001 年施行	消費者契約法 2000 年
166	脚注②	米の生産調整政策のこと。	米の生産調整政策。 <u>2018 年廃止。</u>
169	左上図	別紙 15 参照	別紙 15 参照
	同・キャプション	平成 <u>26 年工業統計表</u>	平成 <u>28 年経済センサス-活動調査</u>
171	4～5	<u>第二次世界大戦後</u> ,	戦後,
172	1～2	労働安全衛生法, 最低賃金法, 家内労働法 1972 年 1959 年 1970 年	1972 年 1959 年 1970 年 労働安全衛生法, 最低賃金法, 家内労働法
172	11～13	とりわけ使用者の <u>不当労働行為</u> ⑨の禁止を定めていることは <u>重要である</u> 。	とりわけ使用者の <u>不当労働行為</u> ⑨の禁止を定めている。
172 ～173	18～2	当事者による自主的解決が困難になったとき, 労働委員会①が第三者の立場から, あつせん 斡旋・調停・ ちゅうさい 仲裁⑨などによって,	当事者による自主的解決が困難な場合, 労働委員会②が第三者の立場から, あつせん 斡旋・調停・ ちゅうさい 仲裁⑨などによって,
173	10	リストラクチャリング⑨	リストラクチャリング⑨
172 ～173	脚注	①労働委員会 ②斡旋・調停・仲裁 ③リストラクチャリング	③労働委員会 ①斡旋・調停・仲裁 ②リストラクチャリング

訂正箇所		原	文	訂	正	文
ページ	行					
172	上年表	別紙 15 参照		別紙 15 参照		
173	上表	別紙 16 参照		別紙 16 参照		
174	上コラム 6～7	パワハラやセクハラなど <u>学生であることを無視した</u> ,		パワハラやセクハラなど <u>といった</u> ,		
174	5	賃金は 正規雇用者 に比べると格段に安い。		賃金は 正規雇用者 に比べると格段に安い。 →p. 209 図		
174 ～175	11～1	ねんぽう 年俸制などの成果主義を採用する企業が増えてきた ^② 。また就業時間についても、 裁量労働制 や フレックスタイム制 ^① を導入する企業が増えている。		ねんぽう 年俸制などの成果主義を採用する企業が増えてきた ^① 。また、 <u>就業時間</u> についても、 裁量労働制 や フレックスタイム制 ^② を導入する企業が増えている。		
174 ～175	脚注	②成果主義 ①フレックスタイム制		①成果主義 ②フレックスタイム制		
175	9～13	また、労働環境の悪化も問題となっており、厳しい労働環境のなかで賃金の支払われないサービス残業も問題となっている。さらに、 <u>過労死</u> やメンタルヘルスの障がいなど新しい形の 労働災害 （労災）が発生している。サービス業を中心とした新興企業のなかには若者を大量に雇用して過重労働を強い、		<u>さらに</u> 、労働環境の悪化も問題となっている。 <u>厳しい労働環境のなかで賃金の支払われないサービス残業</u> 、あるいは、 <u>過労死</u> やメンタルヘルスの障がいなど新しい形の 労働災害 （労災）が発生している。サービス業を中心とした新興企業のなかには、 <u>若者</u> を大量に雇用して過重労働を強い、		

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
174	6～9	政府もまた、産業界の意向に沿うものとの批判もあるなか、労働者派遣法などの改正を行い、派遣労働者 [○] を含む非正規雇用者の割合は全労働者の40%近くを占めるまでになっている。	政府は、産業界の意向に沿うものとの批判もあるなか、労働者派遣法などの改正を行い、派遣労働者 [○] を含む非正規雇用者の割合は全労働者の 40% 近くを占めるまでになった。こうした環境変化のなか、正規雇用者と非正規雇用者の不合理な待遇差を解消する「 ^{どういつちろうどうどういつちんぎん} 同一労働同一賃金」の導入などを含む働き方改革関連法が制定された。 2018 年
175	左上図	別紙 16 参照	別紙 16 参照
176	右上図	別紙 17 参照	別紙 17 参照
176	脚注②	2.0%	2.2%
181	左上図	別紙 17 参照	別紙 17 参照
182	脚注①	2016 年には 1.44	2017 年には 1.43
187	右上図	別紙 18 参照	別紙 18 参照
190	右上図	別紙 18 参照	別紙 18 参照
194	脚注②	2017 年 6 月現在,	2018 年 6 月現在,
196	左上図	別紙 19 参照	別紙 19 参照

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
196	13～18	2001 年には WTO 加盟が実現し、さらに中国が日 →p. 192 米の主導するアジア開発銀行（ADB）に対抗して Asian Development Bank 2015 年に設立したアジアインフラ投資銀行（AIIB） Asian Infrastructure Investment Bank の設立メンバーには、アジアの国々だけでなく、 ヨーロッパ諸国も名を連ねている。中国と日本は 政治面ではさまざまな懸案^{けんあん}を抱えてはいるが、経 済面での関係は深化し、中国は日本にとって最大の 貿易相手国であり、直接投資先となっている。	2001 年には WTO 加盟が実現し、さらに日米の主 →p. 192 するアジア開発銀行（ADB）に対抗して 2015 年 Asian Development Bank にアジアインフラ投資銀行（AIIB）を設立した。 Asian Infrastructure Investment Bank それと並行して、中国は^{いったいいちろ}一帯一路を提唱し、陸（一 帯）海（一路）二つのシルクロード経済圏の構築 をめざしている。中国と日本は経済面での関係が 深化し、中国は日本にとって最大の貿易相手国で あり、直接投資先となっている。
197	左下図キャプ ション	2017 年 8 月現在	2018 年 8 月現在
198	上図キャプシ ョン	2017 年 8 月現在	2018 年 8 月現在
199	左上図	別紙 19 参照	別紙 19 参照
199	右上図	別紙 20 参照	別紙 20 参照
199	3	2018 年には関税が完全撤廃されることになってい る ^{てつぱい} ❶。	2018 年には関税が原則撤廃された ^{てつぱい} ❶。

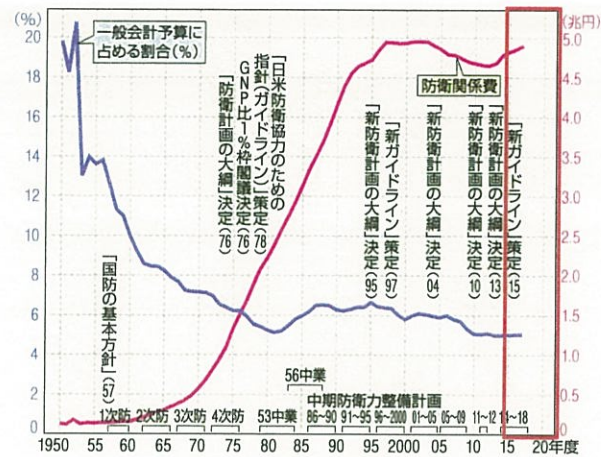
訂正箇所		原	文	訂	正	文
ページ	行					
201	21~22 (小見出し)	世界金融危機と <u>日本</u>		世界金融危機と <u>その後</u>		
202	6~12	<u>世界金融危機は、グローバル経済のもつもろさを<u>うきぼ</u>にした。グローバル化をおし進めるだけでなく、グローバル化（地球化）とローカル化（地域化）という二つの方向をどのように合成し、よりよい方向にもっていくかということが、これからの大きな課題である。日本は今、対内的にも対外的にも困難をかかえているが、過去を振り返ると、<u>幾度にもわたる試練を乗り越える能力と実績を示してきた。そのような能力を<u>はっき</u>し、世界経済のためにリーダーシップをとっていくことが求められている。</u></u>		<u>グローバル化が進展するにつれて、巨額の資金がタックス・ヘイブン（租税回避地）に逃避し、 tax haven</u> 資金の流れを不透明にしている。また中央当局の管理に服さない <u>仮想通貨</u> が大量に創出され、金融の不安定化要因になっている。その一方で、保護主義の動きが再燃している。トランプ米大統領は D. J. Trump (在職 2017~) 「アメリカ・ファースト」を唱え、中国など諸外国との間で経済摩擦を引き起こしている。グローバル化の中で世界の経済秩序をどのようにして維持し、世界の経済発展につなげていくか、このことは大きな課題である。		
204	左下図	別紙 20 参照		別紙 20 参照		
205	15~17	<u>給付と負担のバランスが生まれた年代によって異なる「世代間格差」</u>		<u>生まれた年代によって給付と負担のバランスが異なる「世代間格差」</u>		
206	左下図	別紙 21 参照		別紙 21 参照		
208	左下図	別紙 21 参照		別紙 21 参照		

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
209	左上図	別紙 22 参照	別紙 22 参照
210	左下図	別紙 22 参照	別紙 22 参照
211	1～4	また、 <u>岐阜県の企業のように、独特の経営方式をとり</u> 、「日本一休みの多い」企業であるにもかかわらず、高い利益率をあげている <u>ところもある</u> 。	また、 <u>独特の経営方式をとる岐阜県のある企業は</u> 、「日本一休みの多い」企業であるにもかかわらず、高い利益率をあげている。
215	4	中国やインド、 <u>ベトナム</u> などの新興国	中国やインドなどの新興国
218	左年表	別紙 23 参照	別紙 23 参照
221	左上図	別紙 23 参照	別紙 23 参照
後見返し	日本の世界遺産	<u>2017</u> 年 9 月現在 別紙 24 参照	<u>2018</u> 年 9 月現在 別紙 24 参照
後見返し	世界の現状	<u>2017</u> 年 9 月現在 別紙 25 参照	<u>2018</u> 年 9 月現在 別紙 26 参照
49	上年表	海賊対処法 <u>成立</u> ，ソマリア沖に自衛隊派遣	海賊対処法 <u>制定</u> ，ソマリア沖に自衛隊派遣

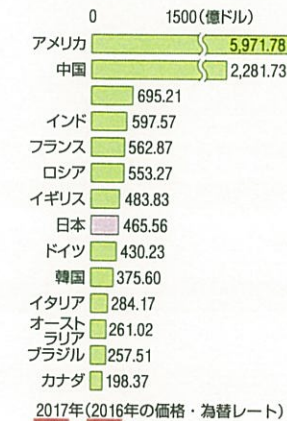
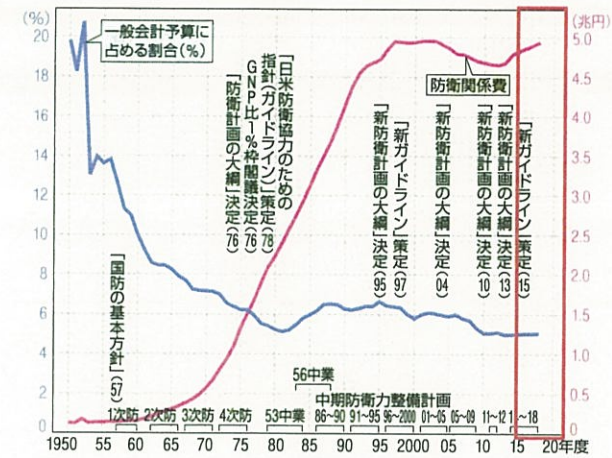
訂正箇所		原	文	訂	正	文
ページ	行					
61	上判例	違憲判決		違憲判断		
		婚外子相続差別違憲判決		婚外子相続差別違憲決定		
107	11	低炭素社会		脱炭素社会		
167	6～8	<u>2016</u> 年には、TPP（環太平洋経済連携協定）が調 →p. 199 印された。協定が発効すれば、農産物などの関税 が撤廃され、日本の農業は大きな打撃を受けるこ とが予想される。		<u>2018</u> 年には、TPP（環太平洋経済連携協定）が調 →p. 199 印された。協定の発効により、農産物などの関税 が削減・撤廃され、日本の農業は大きな打撃を受 けることが懸念されている。		
175	3～8	非正規雇用者の賃金は正規雇用者の賃金に比べて 極端に低く、正規雇用者と同等の仕事をして食 →p. 209 図 べていくのがやっという「ワーキングプア」が working poor 増加している。若年層の失業率が高いのも問題で あり、フリーターやニート（NEET）とよばれる Not in Education, Employment or Training 若者たちに対して、「自己責任」という批判を投 げつけることはできない。 →第3章 p. 208-209		非正規雇用者のなかには、正規雇用者と同等の仕 事をして食べていくのがやっという「ワーキ working poor ングプア」も多い。また、若年層については、フ リーターやニート（NEET）とよばれる若者たち Not in Education, Employment or Training が増加し、失業率も全労働者と比べて依然として 高い。 →第3章 p. 208-209		
199	13	TPP（環太平洋経済連携協定） 2016年調印 Trans-Pacific Partnership		TPP（環太平洋経済連携協定） 2018年調印 Trans-Pacific Partnership		
212	右段 13～14	<u>2016</u> 年には、環太平洋経済連携協定（TPP）が調 印された。		<u>2018</u> 年には、環太平洋経済連携協定（TPP）が調 印された。		

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
247	さくいん	労働委員会…………… <u>173</u>	労働委員会…………… <u>172</u>
244	さくいん	裁量労働制…………… <u>174</u>	裁量労働制…………… <u>175</u>
後見返し	世界の現状	<u>2017</u> 年9月現在 別紙 25 参照	<u>2018</u> 年9月現在 別紙 26 参照

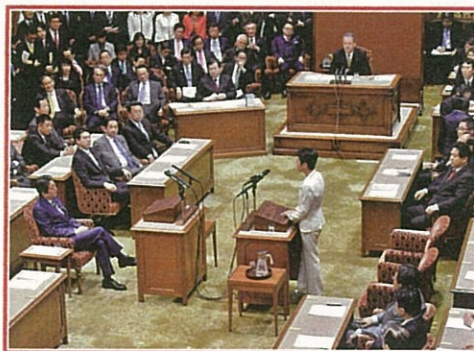
番号 8



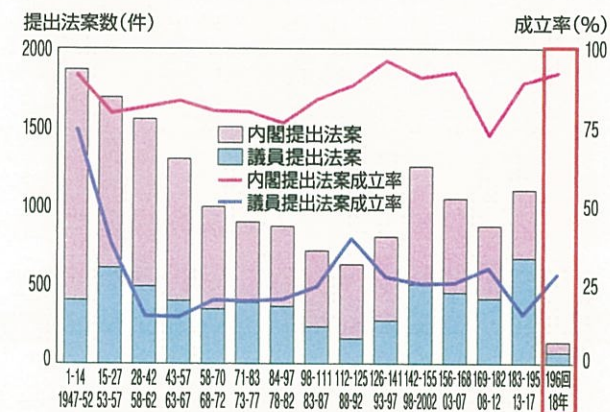
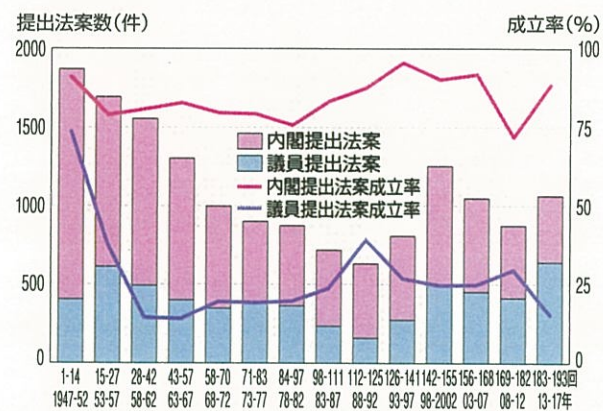
番号 9



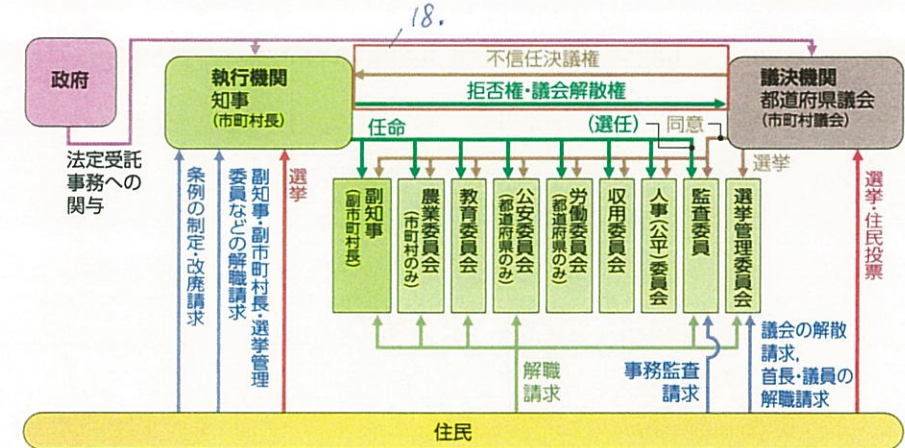
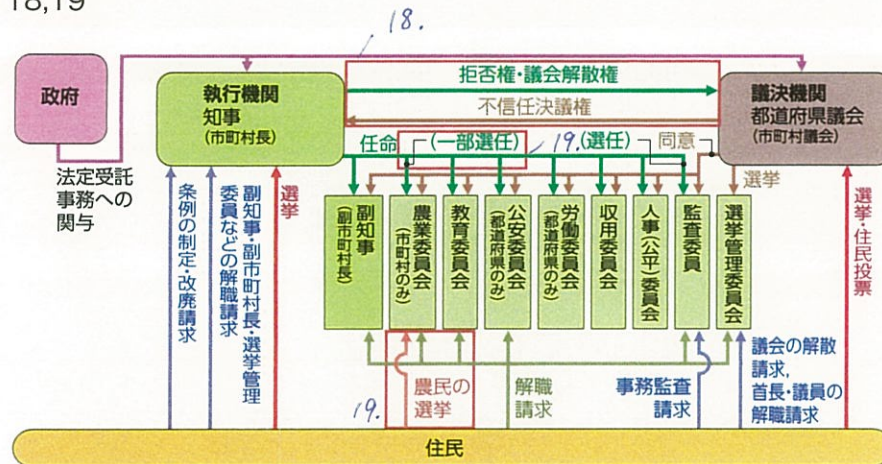
番号 12



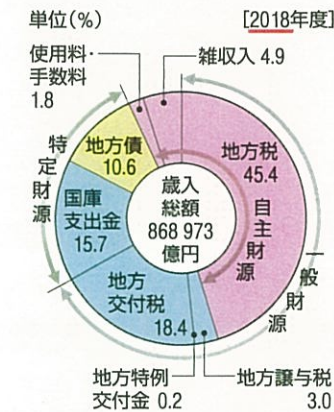
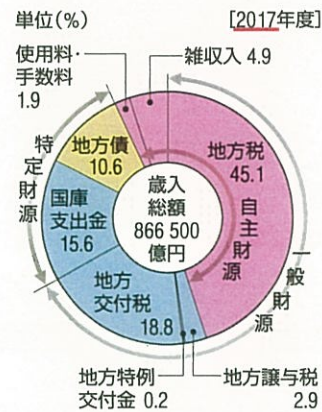
番号 13



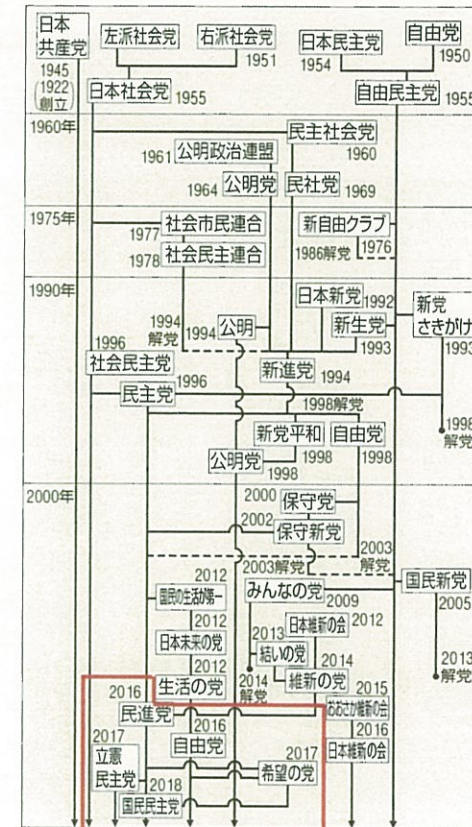
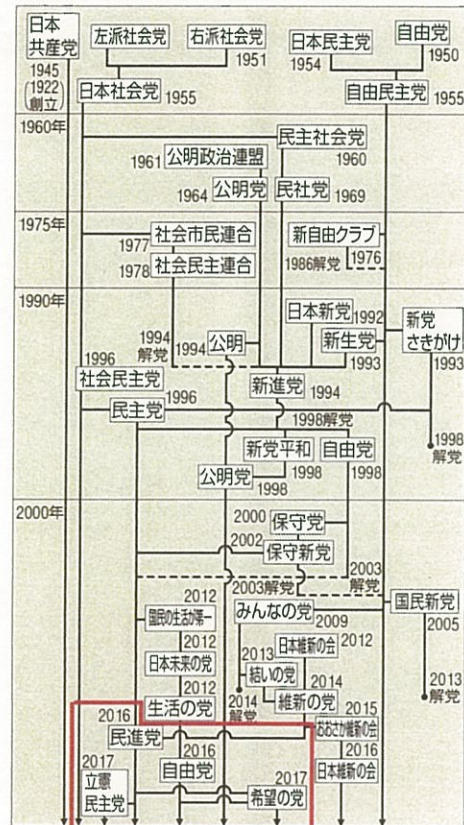
番号 18,19



番号 20



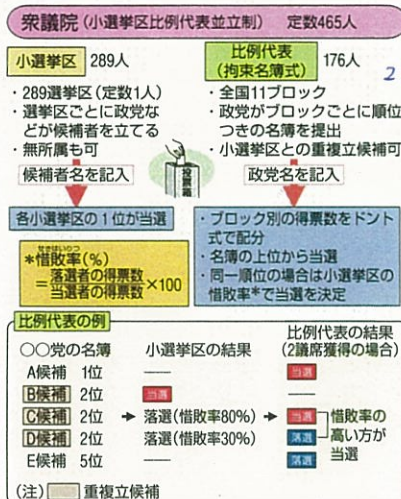
番号 21





日本の国政選挙のしくみ

衆議院議員選挙



衆議院議員選挙のしくみ

小選挙区では有権者は候補者名を記入し、289の選挙区ごとに得票数の一番多い候補者が当選する。23、

比例代表は全国を11ブロックに分け、有権者は政党名を記入し、その得票数をもとに議席が配分される。議席数は、総得票数を自然数(1, 2, 3, ...)で割り、商の大きい順に議席を配分するドント式が採用されている。当選者は各党が中央選挙管理委員会に届け出た名簿の上位者から決定する。23、

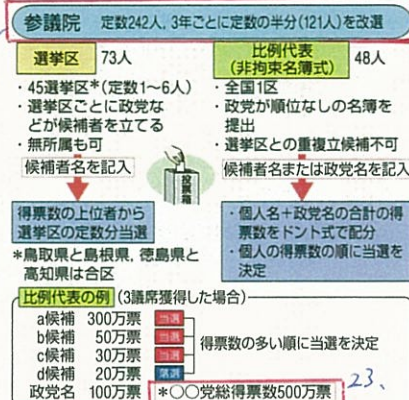
	A党	B党	C党
総得票数	15000票	12000票	9000票
÷1	15000 ①	12000 ②	9000 ③
÷2	7500 ④	6000 ⑤	4500
÷3	5000 ⑥	4000	3000
当選者数	3人	2人	1人

ドント式の計算例(議席数が6人の場合)

なお、衆議院では小選挙区と比例代表の重複立候補が認められている。各党の名簿に同一順位で登録されると、惜敗率の高い順に当選するが、小選挙区で有効投票数の10分の1に満たないと復活当選できない。

(注)衆議院では10年ごとの国勢調査の人口比に応じて都道府県・ブロック別に定数を配分する「アダムズ方式」が2022年から導入される。

参議院議員選挙

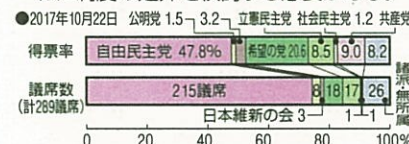


参議院議員選挙のしくみ

原則として各都道府県を単位とする選挙区では、人口に応じて定数が配分されており、有権者は候補者名を記入する。全国を1ブロックとする比例代表では、有権者は候補者名または政党名を記入し、その合計の得票数が政党の得票数となる。各党の当選者数はドント式で決まり、個人の得票数の多い候補者から順に当選する。

選挙制度の問題点

衆議院議員選挙の小選挙区制では得票率と議席数の乖離が大きい。2017年の小選挙区では得票率約48%の自民党が74%の議席を獲得した。また、議席に結びつかない死票も半数近くにのぼった。国民の意見が多様化しているなかで、「つくられた多数派」を生み出す選挙制度の問題点が指摘されている。選挙制度にはさまざまなものがあるが、政治の根幹ともいえる選挙についてはつねに制度の是非を検討する必要がある。

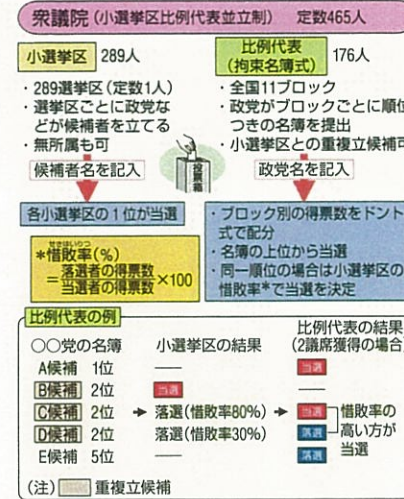


小選挙区での得票率と議席数



日本の国政選挙のしくみ

衆議院議員選挙



衆議院議員選挙のしくみ

小選挙区では有権者は候補者名を記入し、289の選挙区ごとに得票数の一番多い候補者が当選する。比例代表は全国を11ブロックに分け、有権者は政党名を記入し、その得票数をもとに議席が配分される。議席数は、総得票数を自然数で割り、商の大きい順に議席を配分するドント式が採用されている。当選者は各党が中央選挙管理委員会に届け出た名簿の上位者から決定する。23、

	A党	B党	C党
総得票数	15000票	12000票	9000票
÷1	15000 ①	12000 ②	9000 ③
÷2	7500 ④	6000 ⑤	4500
÷3	5000 ⑥	4000	3000
当選者数	3人	2人	1人

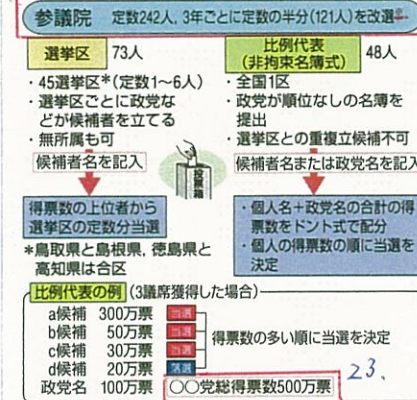
ドント式の計算例(議席数が6人の場合)

なお、衆議院では小選挙区と比例代表の重複立候補が認められている。各党の名簿に同一順位で登録されると、惜敗率の高い順に当選するが、小選挙区で有効投票数の10分の1に満たないと復活当選できない。

(注)衆議院では10年ごとの国勢調査の人口比に応じて都道府県・ブロック別に定数を配分する「アダムズ方式」が2022年から導入される。

参議院議員選挙

*2019年7月に比例代表へ「特定枠」が導入される。定数は2022年7月に選挙区148、比例代表100(計248)になる。

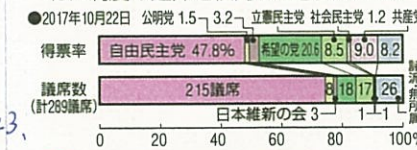


参議院議員選挙のしくみ

原則として各都道府県を単位とする選挙区では、人口に応じて定数が配分されており、有権者は候補者名を記入する。全国を1ブロックとする比例代表では、有権者は候補者名または政党名を記入し、その合計の得票数が政党の得票数となる。各党の当選者数はドント式で決まり、個人の得票数の多い候補者から順に当選する。

選挙制度の問題点

衆議院議員選挙の小選挙区制では得票率と議席数の乖離が大きい。2017年の小選挙区では得票率約48%の自民党が74%の議席を獲得した。また、議席に結びつかない死票も半数近くにのぼった。国民の意見が多様化しているなかで、「つくられた多数派」を生み出す選挙制度の問題点が指摘されている。選挙制度にはさまざまなものがあるが、政治の根幹ともいえる選挙についてはつねに制度の是非を検討する必要がある。



小選挙区での得票率と議席数

番号 24



18歳選挙権と成人年齢

2014年、憲法改正手続きを規定する国民投票法が改正され、国民投票の投票権を満18歳以上の国民が有することになった(→p.29)。これにともない、2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた。2016年に行われた参議院議員選挙から適用されて、新たな有権者が生まれ、一部の高校生も投票できるようになった。今後、若い世代が自分自身の現在と将来の社会生活をみすえて、国政のあり方に関する決定に積極的にかかわっていくことが期待されている。

選挙権年齢の引き下げにとも
ない、民法での成人年齢や少年

法の適用年齢の見直しなどが議論されている。欧州や、米国の多くの州では成人年齢を18歳としており、日本でも成人年齢を18歳へ引き下げる動きが強まっている。これが実現すると、規定を民法に合わせている多くの法律が影響を受けることになる。

	私法(民法) 上の成人	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳	男性18歳 女性16歳	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*1	18歳*1	18歳*1	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*2	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 アメリカは州によって異なる(表中はカリフォルニア州のもの)
*2 ただしビールなどは16歳

↑ おもな国の法定年齢

番号 27

新冷戦										冷戦後の世界																																					
78	79	87	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	2001	02	03	04	08	11	14	15																											
ソ連アフガニスタンに軍事介入				マルタ会談 ベルリンの壁崩壊 米ソ、INF全廃条約調印				東西ドイツ統一 湾岸戦争 ソ連解体				EU発定				CIT国連で採択				インド、パキスタン核実験				アフガン・タリバン攻撃 同時多発テロ発生				イラク戦争				ロシア・グルシア現ジョージアに軍事侵攻				チュニジア、エリフトリビデで独裁政権崩壊（アラブの春） ロシア、グルシア現ジョージアに軍事侵攻				ババ同時多発テロ ロシア・クレタの編入を発表				チュニジア反政府デモ			
日中平和友好条約調印				マルタ会談				村山首相、「戦後50年」談話発表				日米「新ガイドライン」策定				ガイドライン関連法制定				日朝首脳初会談				有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣 有事法制関連3法制定				有事法制関連連7法制定 自衛隊イラク派遣 有事法制関連3法制定				安全保障関連法制定 日米「新ガイドライン」策定															



18歳選挙権と成年年齢

2014年、憲法改正手続きを規定する国民投票法が改正され、国民投票の投票権を満18歳以上の国民が有することになった(→p.29)。これにともない、2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた。2016年に行われた参議院議員選挙から適用されて、新たな有権者が生まれ、一部の高校生も投票できるようになった。今後、若い世代が自分自身の現在と将来の社会生活をみすえて、国政のあり方に関する決定に積極的にかかわっていくことが期待されている。

また、2018年の民法改正

により、2022年4月から民法上の成年年齢が18歳に引き下げられ、男女の婚姻開始年齢も18歳となる(18歳未満が「未成年者」となる)。なお、現在、少年法の適用年齢の引き下げについても議論が続いている。

	私法(民法) 上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳*1	男性18歳 女性16歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

* 1 2022年4月より18歳

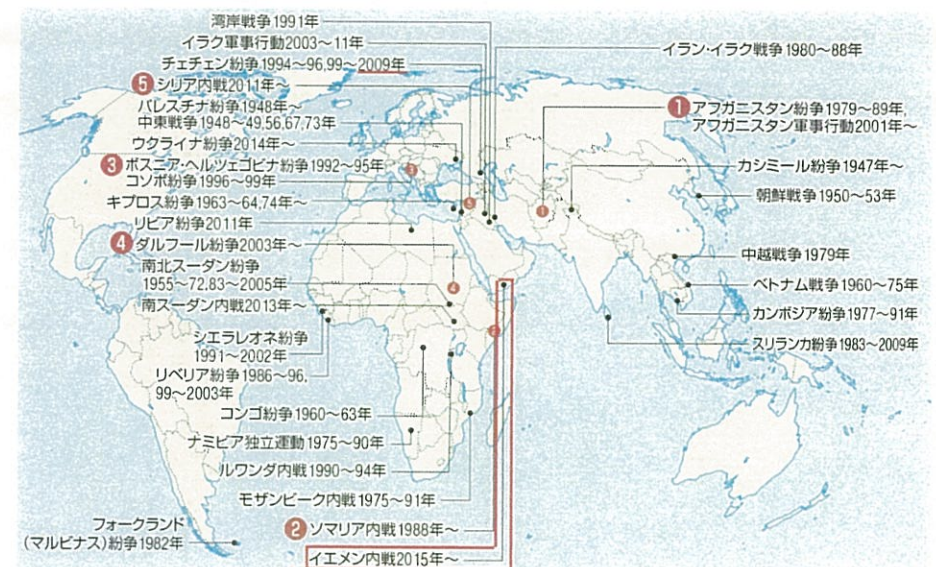
*2 アメリカは州によって異なる(表中はカリフォルニア州のもの)

* 3 ただしビールなどは16歳

↑ おもな国の法定年齢

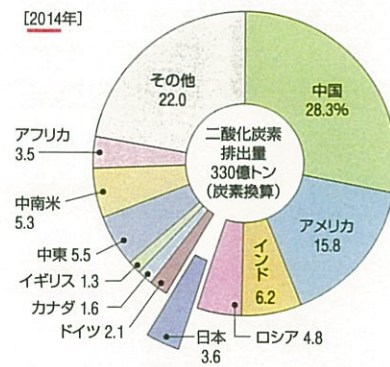
新冷戦										冷戦後の世界												
78	79	87	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	2001	02	03	04	08	11	14	15	18	
ソ連・アフガニスタンに軍事介入				マルタ会議 ベルリンの壁崩壊 米ソ・日ソ全廃条約調印		EU発足		CTBT国連で採択		インド・パキスタン核実験		アフガン・タリバン攻撃 「同時多発テロ」発生		イラク戦争		ロシア・グルシア(現ジョージア)に軍事侵攻		チュニシア、エジプト、リビアで独裁政権崩壊(アラブの春)		パリ同時多発テロ ロシア・クリミアの編入を発表		米朝首脳会談
				マルタ会議		村山首相、「戦後50年」談話発表		自衛隊カンボジアPKO派遣 PKO協力法制定		ODA援助額で初の世界第1位		ガイドライン関連法制定		日米「新ガイドライン」策定		有事法制関連連7法制定 自衛隊イラク派遣 有事法制関連連3法制定		有事法制関連連7法制定 自衛隊イラク派遣 有事法制関連連3法制定		チュニシア反政府デモ 		安全保証関連連法制定 日米「新ガイドライン」策定
日中平和友好条約調印																						

番号 30

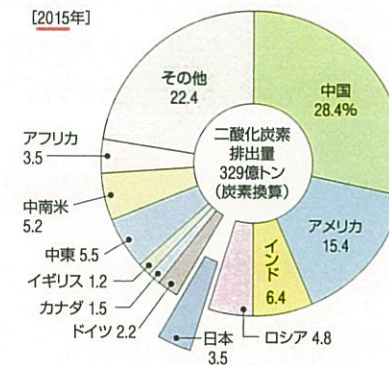


番号 33

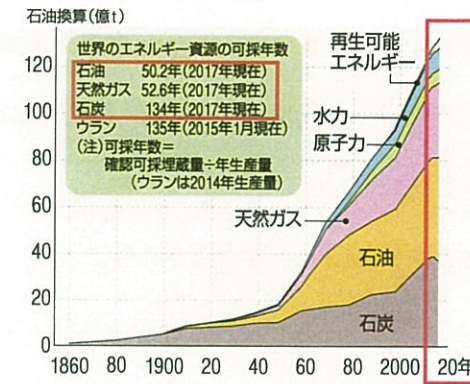
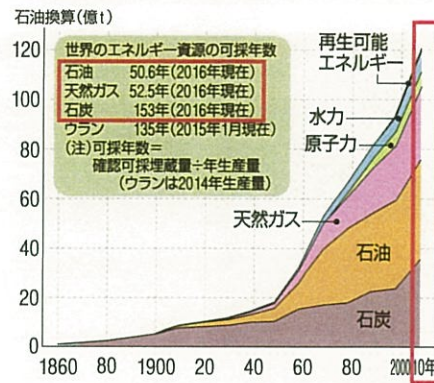
[2014年]



[2015年]



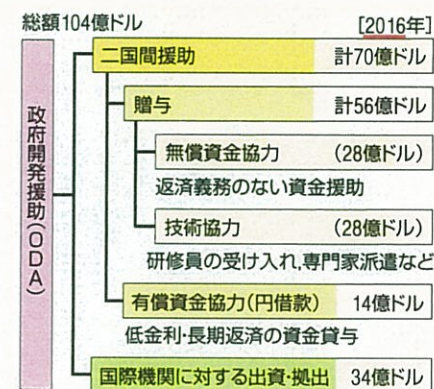
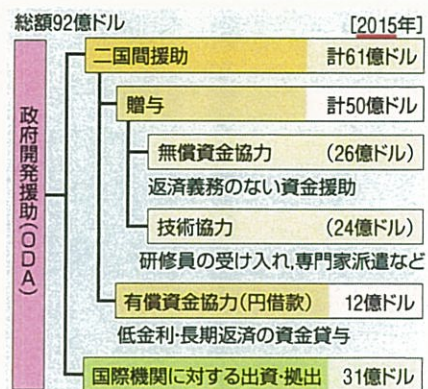
番号 34



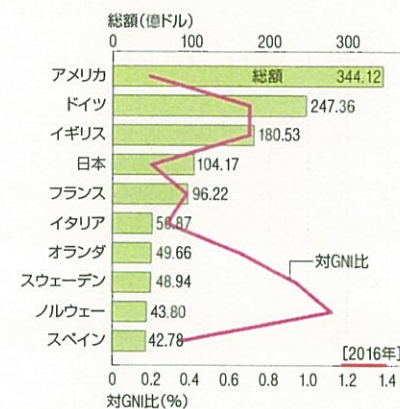
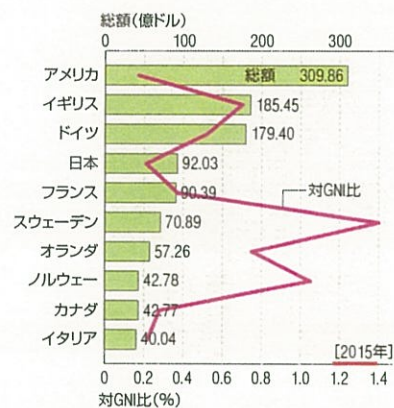
番号 36



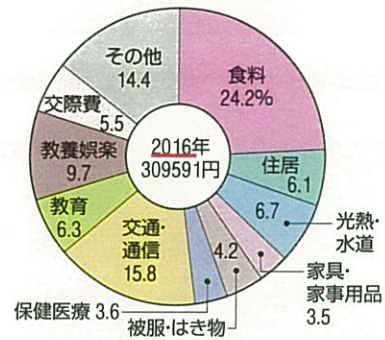
番号 39



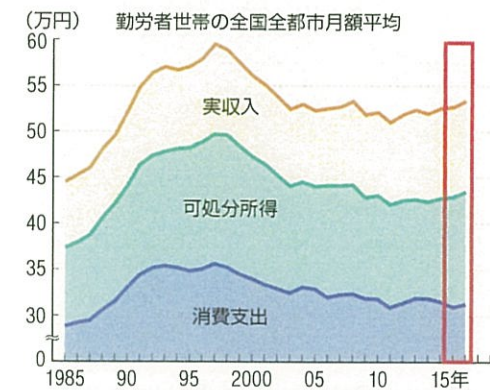
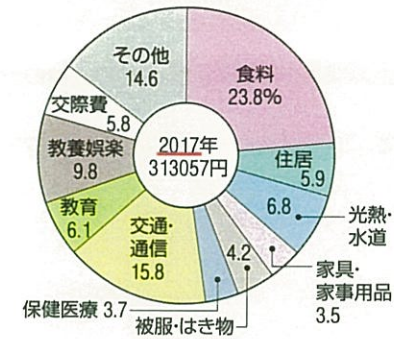
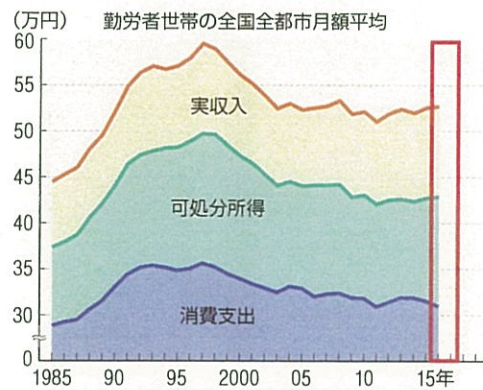
番号 40



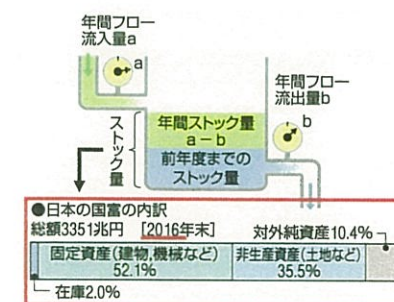
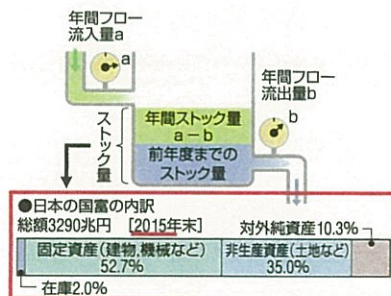
番号 42



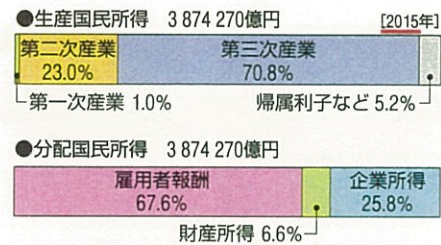
番号 43



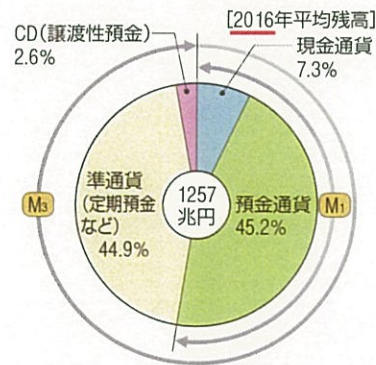
番号 44



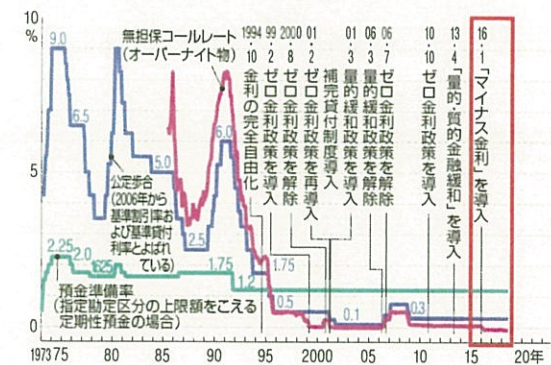
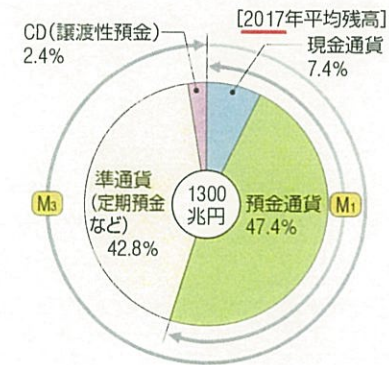
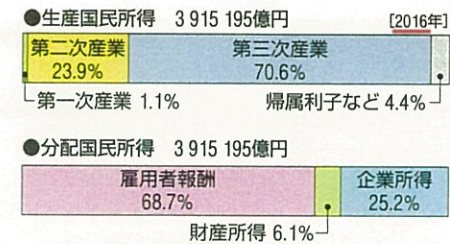
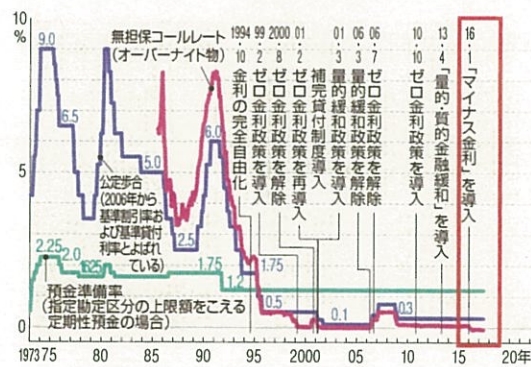
番号 45



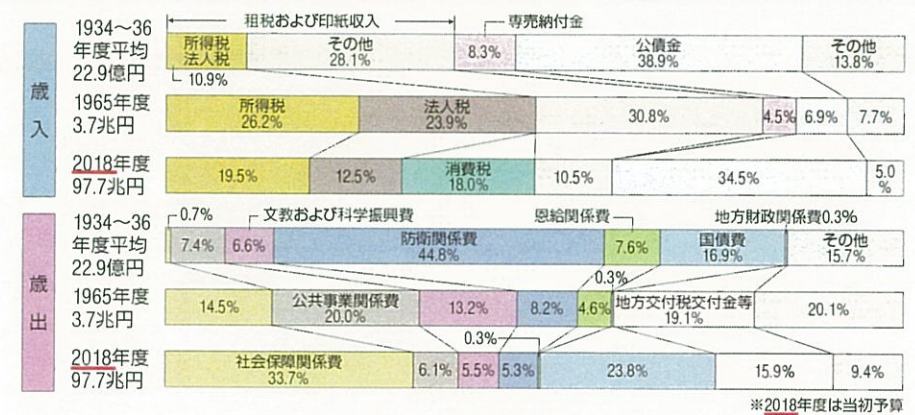
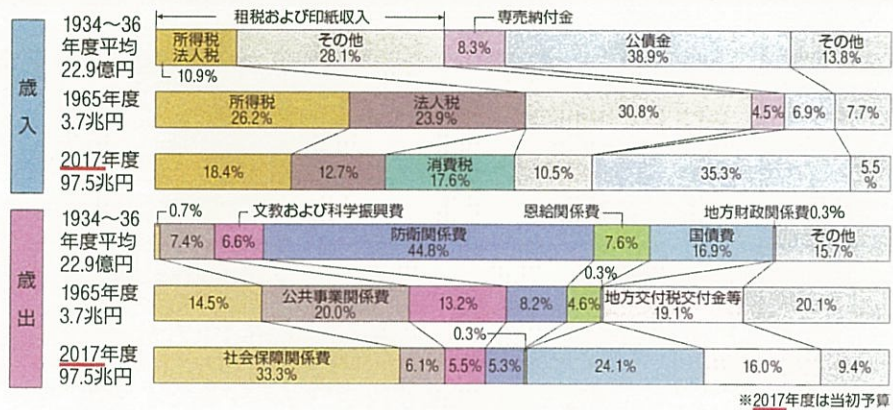
番号 46



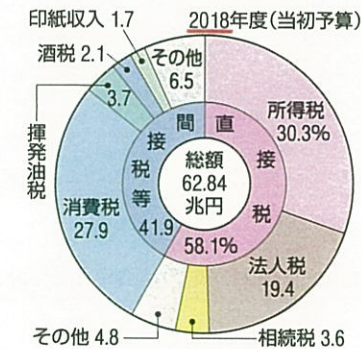
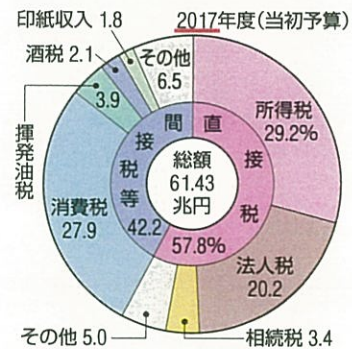
番号 47



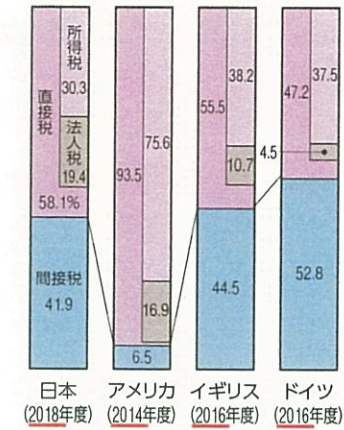
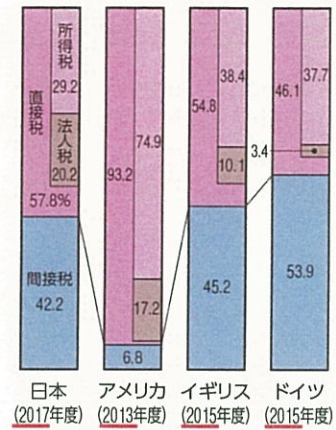
番号 48



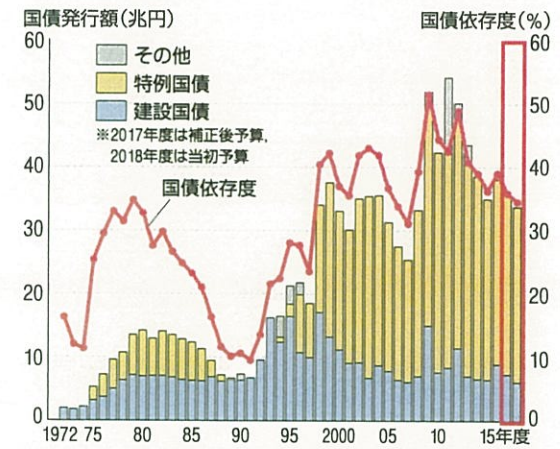
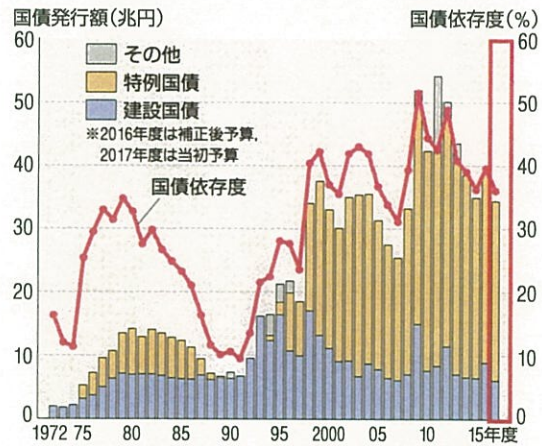
番号 49



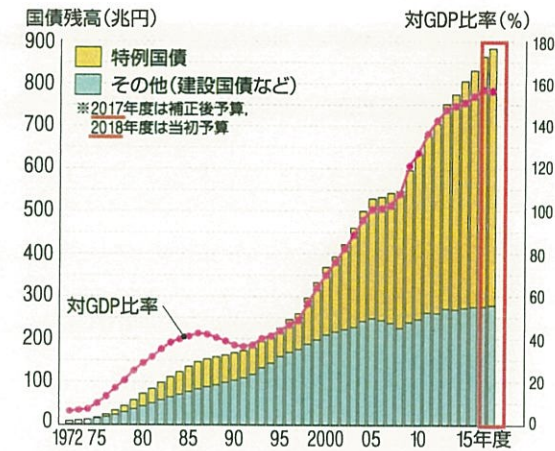
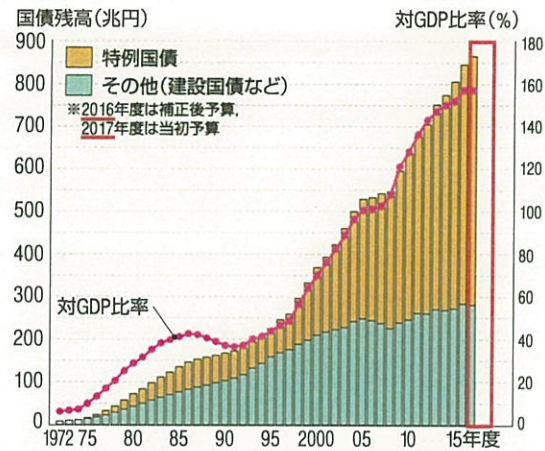
番号 50



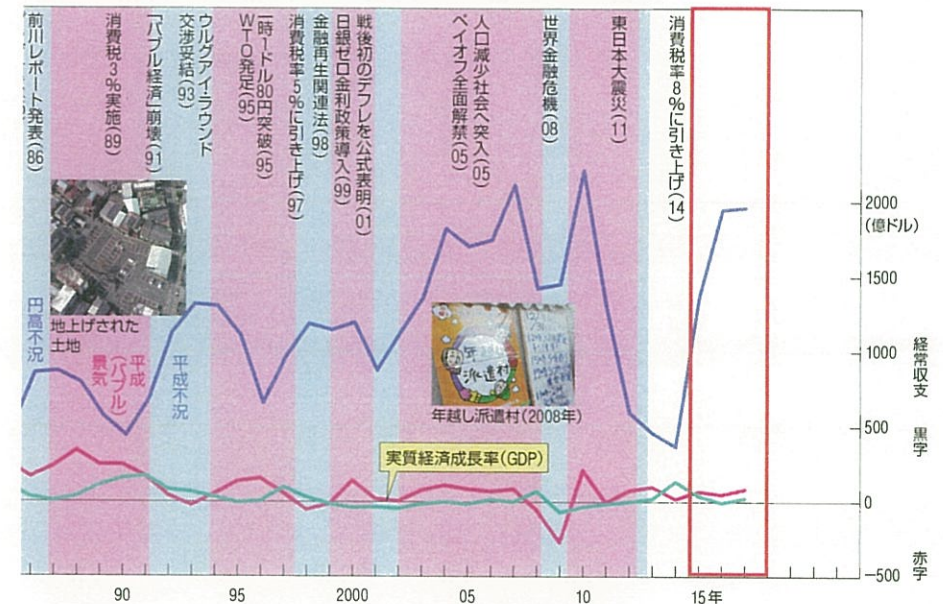
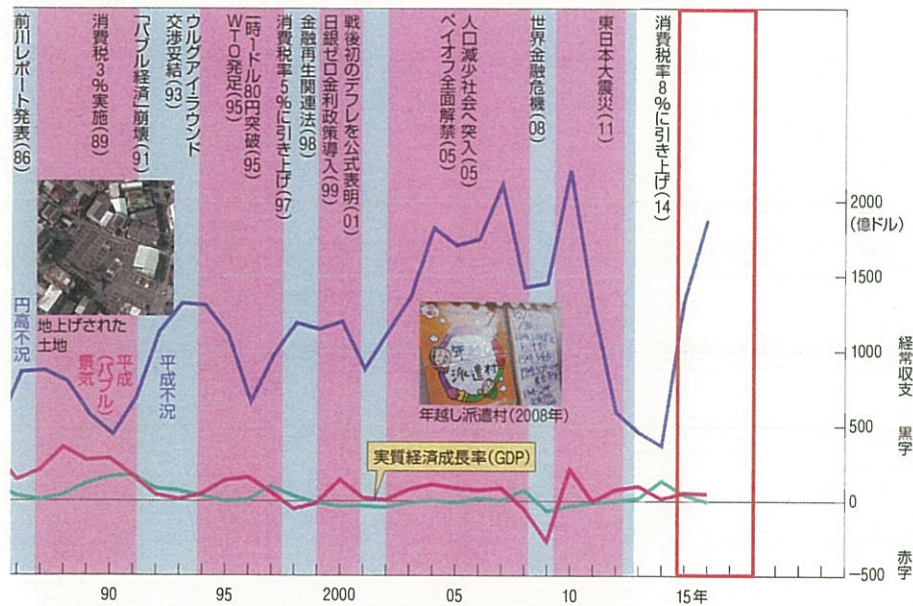
番号 51



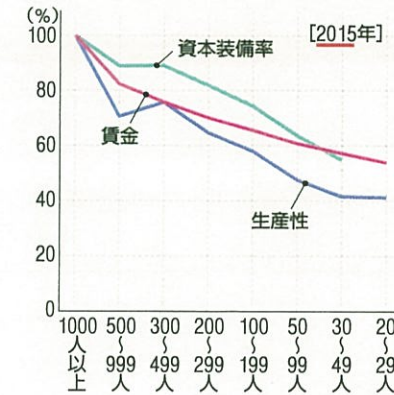
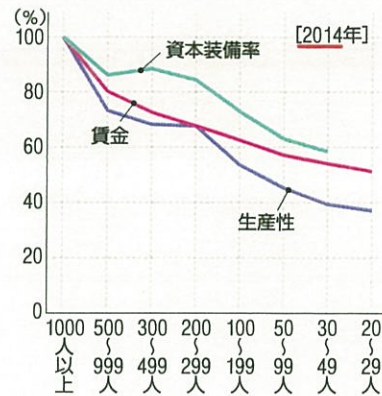
番号 52



番号 54



番号 59



番号 61

1897	労働組合期成会結成	1950	日本労働組合総評議会(総評)結成
1900	治安警察法制定(団結禁止)	55	春闘始まる
11	工場法制定(16年に実施)	64	全日本労働総同盟(同盟)結成
12	友愛会結成	85	労働者派遣法制定(03年改正)
20	第1回メーデー		男女雇用機会均等法制定(97.06年改正)
21	日本労働総同盟発足	89	総評解散、連合・全労連等発足
25	治安維持法制定(28年改正)	93	パートタイム労働法制定(07年改正)
40	大日本産業報国会発足	95	育児・介護休業法制定(01.05年改正)
45	治安維持法廃止、労働組合法制定	2006	労働審判制度実施
46	労働関係調整法制定	07	労働契約法制定
47	労働基準法制定		
48	公務員の争議行為禁止		

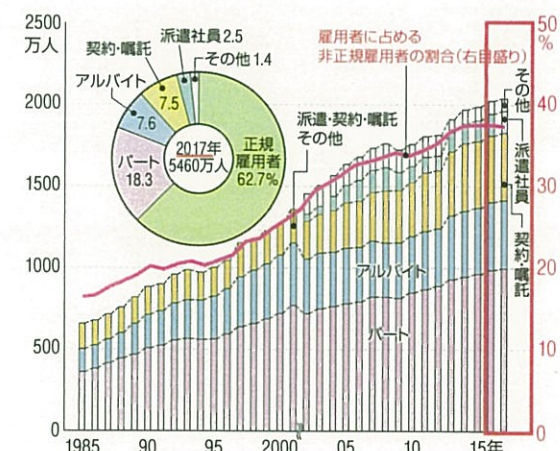
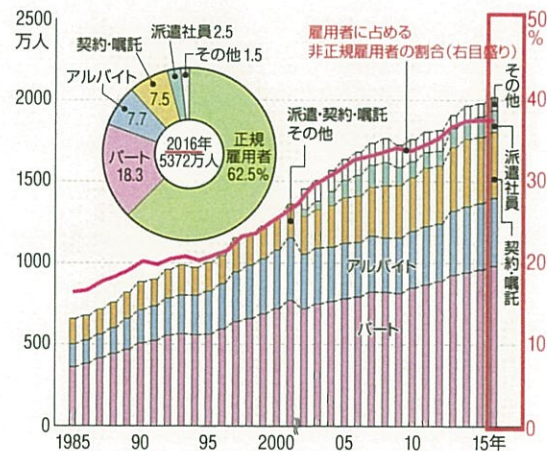
1897	労働組合期成会結成	1950	日本労働組合総評議会(総評)結成
1900	治安警察法制定(団結禁止)	55	春闘始まる
11	工場法制定(16年に実施)	64	全日本労働総同盟(同盟)結成
12	友愛会結成	85	労働者派遣法制定(03年改正)
20	第1回メーデー		男女雇用機会均等法制定(97.06年改正)
21	日本労働総同盟発足	89	総評解散、連合・全労連等発足
25	治安維持法制定(28年改正)	93	パートタイム労働法制定(07年改正)
40	大日本産業報国会発足	95	育児・介護休業法制定(01.05年改正)
45	治安維持法廃止、労働組合法制定	2006	労働審判制度実施
46	労働関係調整法制定	07	労働契約法制定(12年改正)
47	労働基準法制定	18	働き方改革関連法制定
48	公務員の争議行為禁止		

番号 62

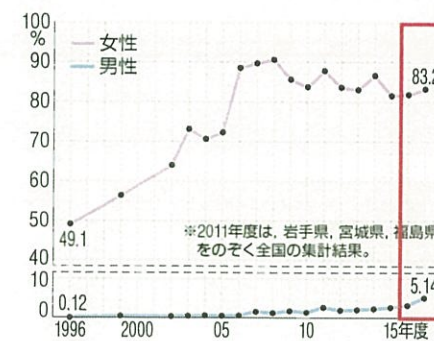
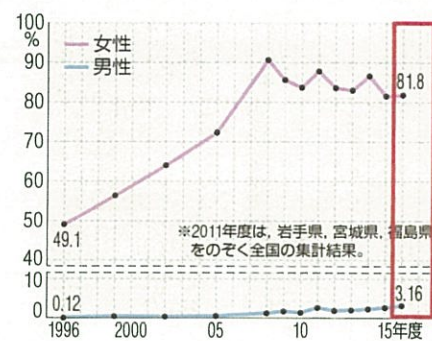
法律名	改正・施行年	おもな内容
労働基準法	変形労働時間制	1999年施行
	裁量労働制	2000年施行
	有期労働契約	2003年改正
労働契約法	2008年施行	採用、労働条件の変更、解雇など労使間の雇用ルールを明確化。
	2012年改正	無期労働契約への転換(有期雇用契約が更新されて通算5年をこえたとき)などの導入。
労働者派遣法	1999年改正	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。
	2015年改正	業種による派遣期間上限の違いを撤廃し、同一の派遣労働者の同一部署での勤務を上限3年に。
育児・介護休業法	1995年改正	男女を問わず1歳未満の子や家族を介護する必要がある労働者の休業が認められた。
	2001年改正	休業申し出や休業を理由とした解雇その他不利益な取扱いが禁止された。
	2017年施行	育児休業や介護休業の取得要件を緩和し、取得にあたってのハラスメント対策を企業に義務づけ。
男女雇用機会均等法	1999年施行	募集、採用、配置、昇進などの差別禁止。違反企業名は公表。
	2007年施行	男女双方への差別禁止に拡大、間接差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止など。
	2017年施行	妊娠や出産などに関するハラスメントの対策を企業に義務づけ。

法律名	改正・施行年	おもな内容
労働基準法	変形労働時間制	1999年施行
	裁量労働制	2000年施行
	有期労働契約	2003年改正
	時間外労働の上限規制	2019年施行
労働契約法	2008年施行	採用、労働条件の変更、解雇など労使間の雇用ルールを明確化。
	2012年改正	無期労働契約への転換(有期雇用契約が更新されて通算5年をこえたとき)などの導入。
労働者派遣法	1999年改正	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。
	2015年改正	業種による派遣期間上限の違いを撤廃し、同一の派遣労働者の同一部署での勤務を上限3年に。
育児・介護休業法	1995年改正	1歳未満の子や家族を介護する必要がある労働者の休業が認められた。
	2001年改正	休業申し出や休業を理由とした解雇その他不利益な取扱いが禁止された。
	2017年施行	育児休業や介護休業の取得要件を緩和し、取得にあたってのハラスメント対策を企業に義務づけ。
男女雇用機会均等法	1999年施行	募集、採用、配置、昇進などの差別禁止。違反企業名は公表。
	2007年施行	男女双方への差別禁止に拡大、間接差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止など。
	2017年施行	妊娠や出産などに関するハラスメントの対策を企業に義務づけ。

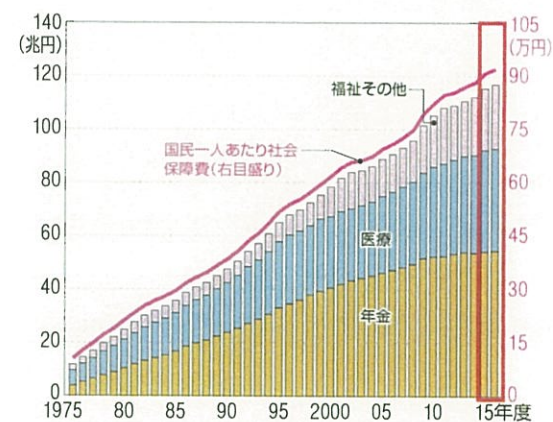
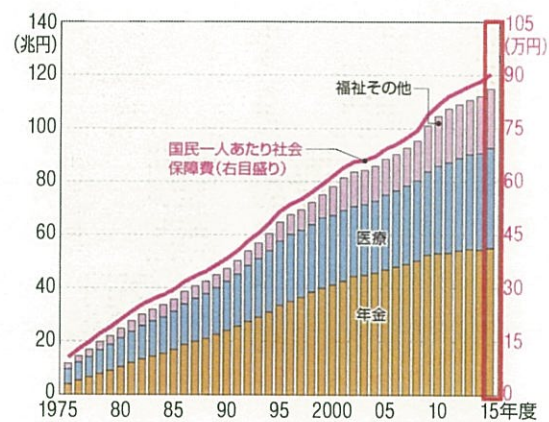
番号 66



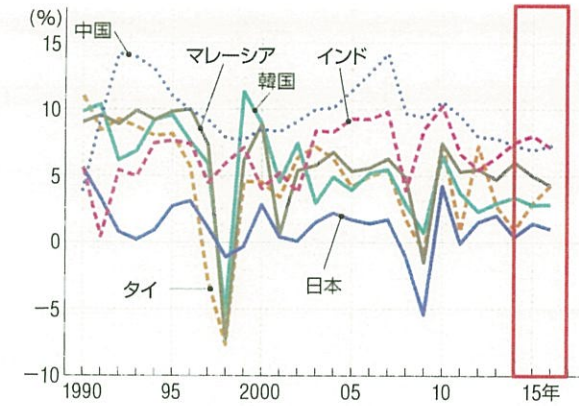
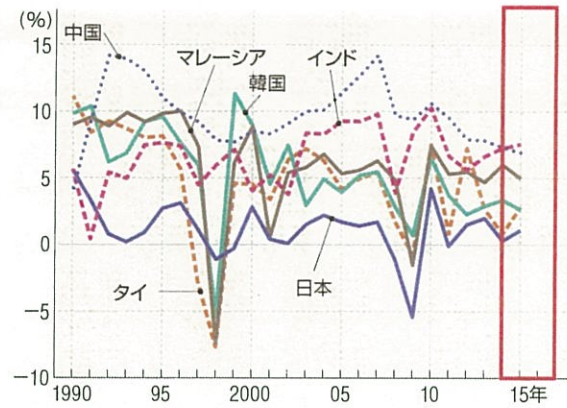
番号 67



番号 69



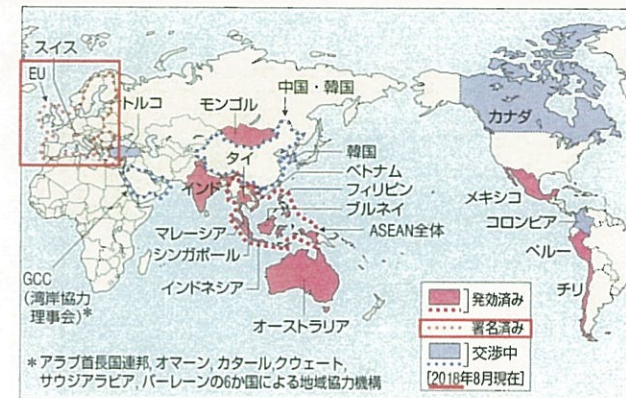
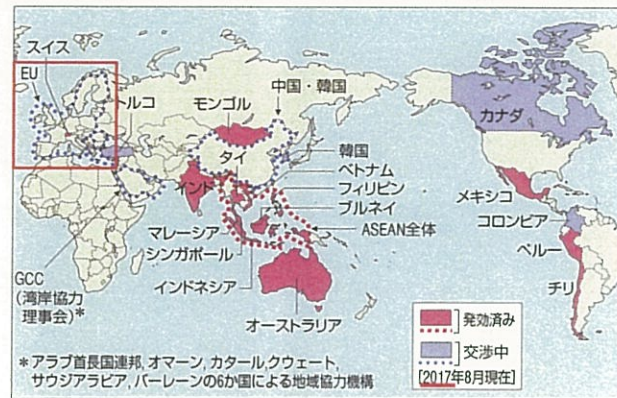
番号 74



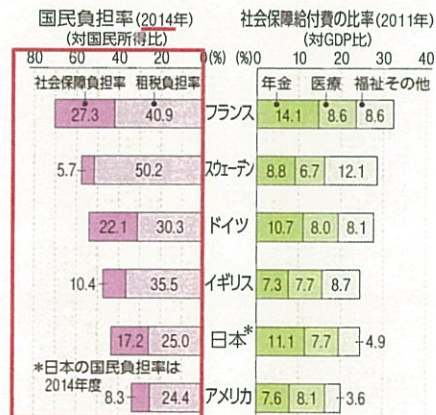
番号 78



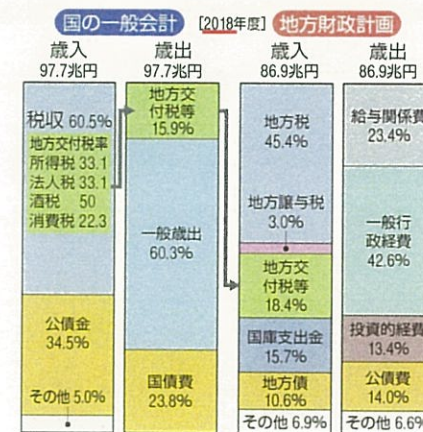
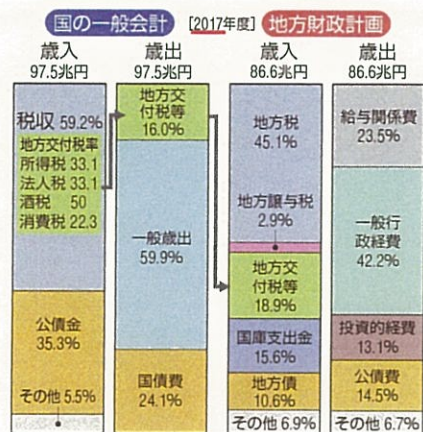
番号 79



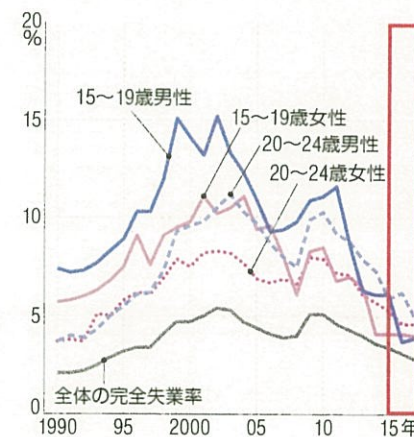
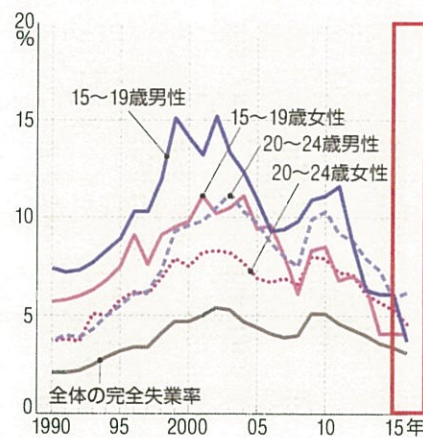
番号 82



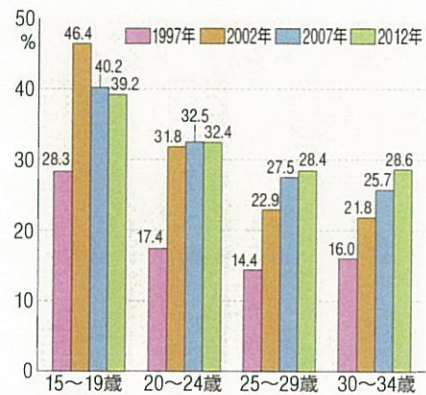
番号 84



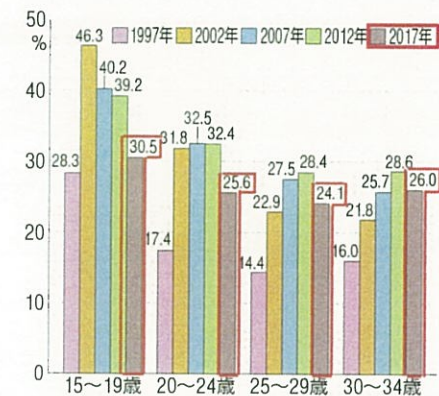
番号 85



番号 86



番号 87



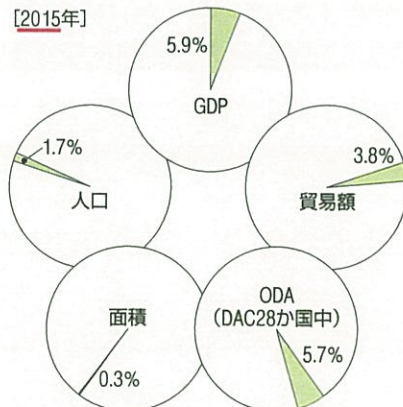
番号 90

1897	第1回シオニスト会議
1915	フサイン・マクマホン協定(アラブ人の独立を支持)
16	サイクス・ピコ協定(秘密協定, パレスチナを英仏口管理下に)
17	バルフォア宣言(パレスチナにユダヤ人国家建設を約束)
20	イギリス, パレスチナ委任統治権獲得
47	国際連合, パレスチナ分割決議
48	イスラエル国樹立宣言, 第一次中東戦争
56	第二次中東戦争
64	パレスチナ解放機構(PLO)結成
67	第三次中東戦争
73	第四次中東戦争。OAPEC(アラブ石油輸出機構), 石油戦略発動
79	エジプト・イスラエル和平条約調印
82	イスラエル, シナイ半島を全面返還
88	パレスチナ独立国家樹立宣言
93	イスラエル, PLO相互承認, パレスチナ暫定自治協定調印(オスロ合意)
95	パレスチナ自治拡大協定
2001	イスラエルにシャロン政権樹立
03	<u>アメリカなど, 新和平案(ロードマップ)提示</u>
05	イスラエル, ガザ地区からの撤退開始
06	イスラエル, ガザに再侵攻
11	パレスチナ, UNESCOに加盟
12	<u>国連総会, パレスチナを国連オブザーバー国家に認定</u>

1897	第1回シオニスト会議
1915	フサイン・マクマホン協定(アラブ人の独立を支持)
16	サイクス・ピコ協定(秘密協定, パレスチナを英仏口管理下に)
17	バルフォア宣言(パレスチナにユダヤ人国家建設を約束)
20	イギリス, パレスチナ委任統治権獲得
47	国際連合, パレスチナ分割決議
48	イスラエル国樹立宣言, 第一次中東戦争
56	第二次中東戦争
64	パレスチナ解放機構(PLO)結成
67	第三次中東戦争
73	第四次中東戦争。OAPEC(アラブ石油輸出機構), 石油戦略発動
79	エジプト・イスラエル和平条約調印
82	イスラエル, シナイ半島を全面返還
88	パレスチナ独立国家樹立宣言
93	イスラエル, PLO相互承認, パレスチナ暫定自治協定調印(オスロ合意)
95	パレスチナ自治拡大協定
2001	イスラエルにシャロン政権樹立
03	新和平案(ロードマップ)提示
05	イスラエル, ガザ地区からの撤退開始
06	イスラエル, ガザに再侵攻
11	パレスチナ, UNESCOに加盟
12	パレスチナが国連オブザーバー国家に
18	<u>アメリカ, 在イスラエル大使館をエルサレムに移転</u>

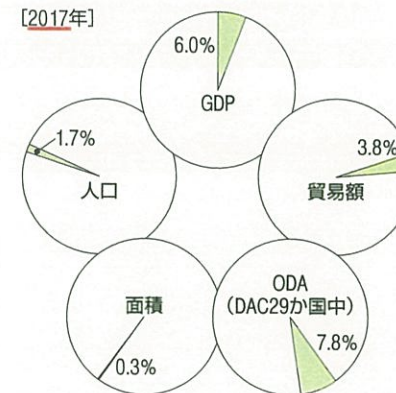
番号 91

[2015年]



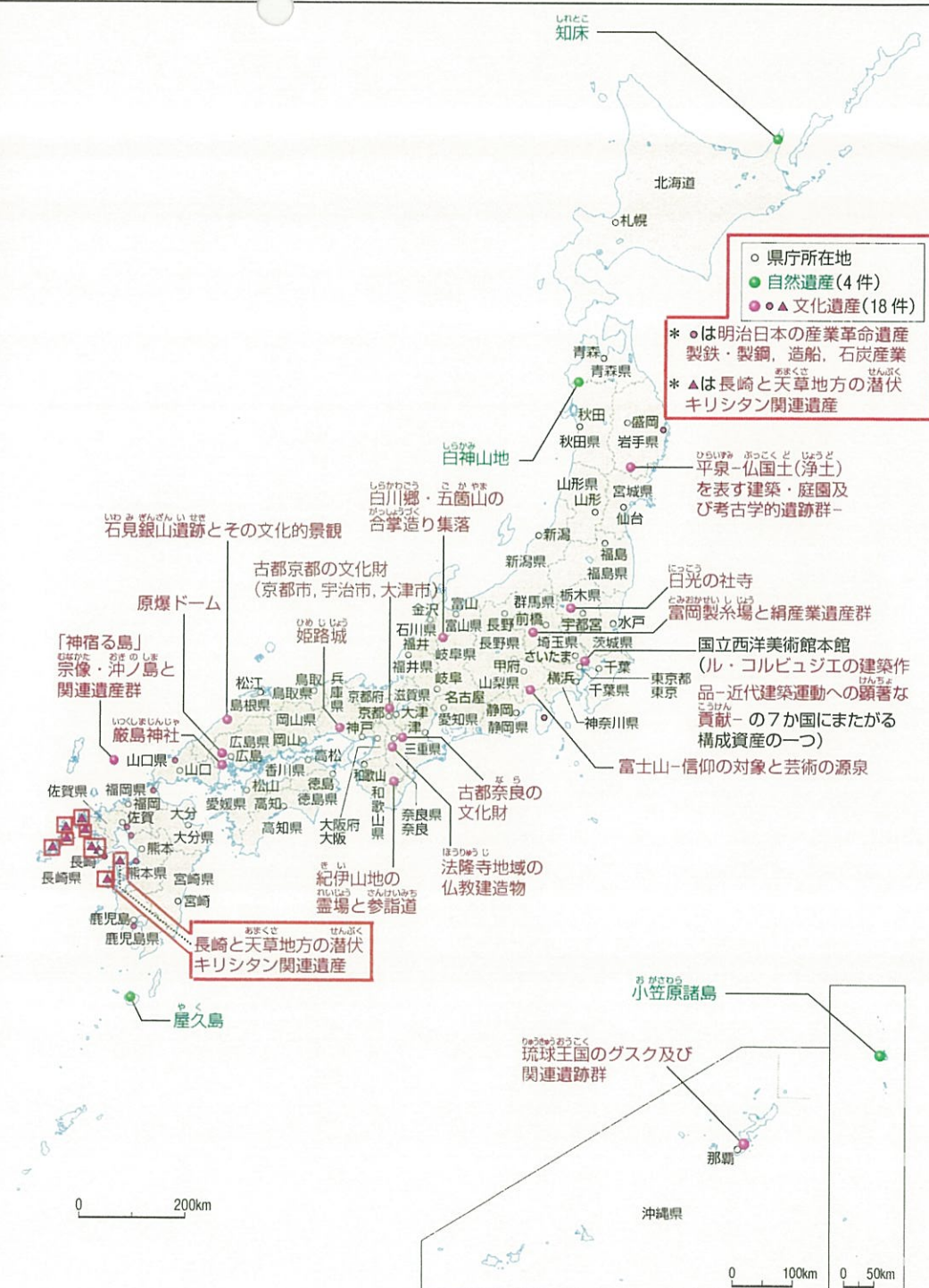
↑世界のなかの日本のシェア (世界銀行資料)

[2017年]



↑世界のなかの日本のシェア (世界銀行資料
ほか)

番号 92



番号 93, 103

NAFTA(3か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ

米州機構(35か国)

アメリカ合衆国
カナダ
アンティグア・バー
ブーダ
ドミニカ
グレナダセントルシア
セントビンセント・
グレナディーン諸島
セントクリストファー・
ネービス

- メキシコ
- グアテマラ
- ペリース
- ホンジュラス
- エルサルバドル
- ニカラグア
- コスタリカ
- パナマ
- ハイチ
- ドミニカ共和国
- バハマ
- トリニダード・トバゴ
- ジャマイカ

- チリ
- ペルー
- コロンビア
- エクアドル
- スリナム
- ガイアナ

- アルゼンチン
- ブラジル
- パラグアイ
- ウルグアイ
- ベネズエラ
- ボリビア

メルコスール(6か国)
南米南部共同市場

ラテンアメリカ経済機構(27か国)

- はALAD加盟国
(13か国)

EFTA(4か国)

スイス
リヒテンシュタインノルウェー
アイスランド

モンテネグロ

NATO(29か国)

カナダ
アメリカ合衆国
トルコ
アルバニアオランダ
ベルギー
ルクセンブルク
ドイツ
フランス
イタリア
イギリス
デンマーク
ギリシャ
スペイン
ポルトガルチェコ
ハンガリー
ポーランド
スロバキア
スロベニア
エストニア
ラトビア
リトアニア
ブルガリア
ルーマニア
クロアチアアイルランド
スウェーデン
オーストリアフィンランド
マルタ
キプロス

EU(28か国)

OECD(35か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ
イギリス
フランス
ドイツ
イタリア
ベルギー
オランダ
ルクセンブルク
ノルウェー
スウェーデン
デンマーク
アイスランド
フィンランド
アイルランド
スイス
オーストリアギリシャ
トルコ
スペイン
ポルトガル
日本
韓国
オーストラリア
ニュージーランド
ハンガリー
チェコ
ポーランド
スロバキア
チリ
スロベニア
イスラエル
エストニア
ラトビアアフリカ連合(AU)
(55か国・地域)アフリカ圏の全独立国と西
サハラ

CIS(11か国)

ロシア連邦
ウクライナ
ベラルーシ
カザフスタン
ウズベキスタン
トルクメニスタン
タジキスタン
キルギス
アルメニア
アゼルバイジャン
モルドバ

OPEC(14か国)

ベネズエラ
エクアドル
イラン
アンゴラ
ナイジェリア
ガボン
赤道ギニア
イラク
クウェート
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
バーレーン
シリア
アルジェリア
リビア
カタール
エジプト

OAPEC(10か国)

APEC(21か国・地域)

日本
アメリカ合衆国
カナダ
オーストラリア
ニュージーランド
韓国
シンガポール
マレーシア
インドネシア
フィリピン
タイ
ブルネイ
中国
台湾
香港
メキシコ
チリ
パプアニューギ
ニア
ベトナム
ペルー
ロシア連邦ASEAN
(10か国)タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
ベトナム
ラオス
ミャンマー
カンボジア

上海協力機構(8か国)

中国
ロシア連邦
カザフスタン
ウズベキスタン
タジキスタン
キルギス
インド
パキスタン

一人あたりGNI(米ドル)

- 12476以上
(高所得国)
- 4036~12475
(中所得国・上位)
- 1026~4035
(中所得国・下位)
- 1025以下
(低所得国)
- データなし

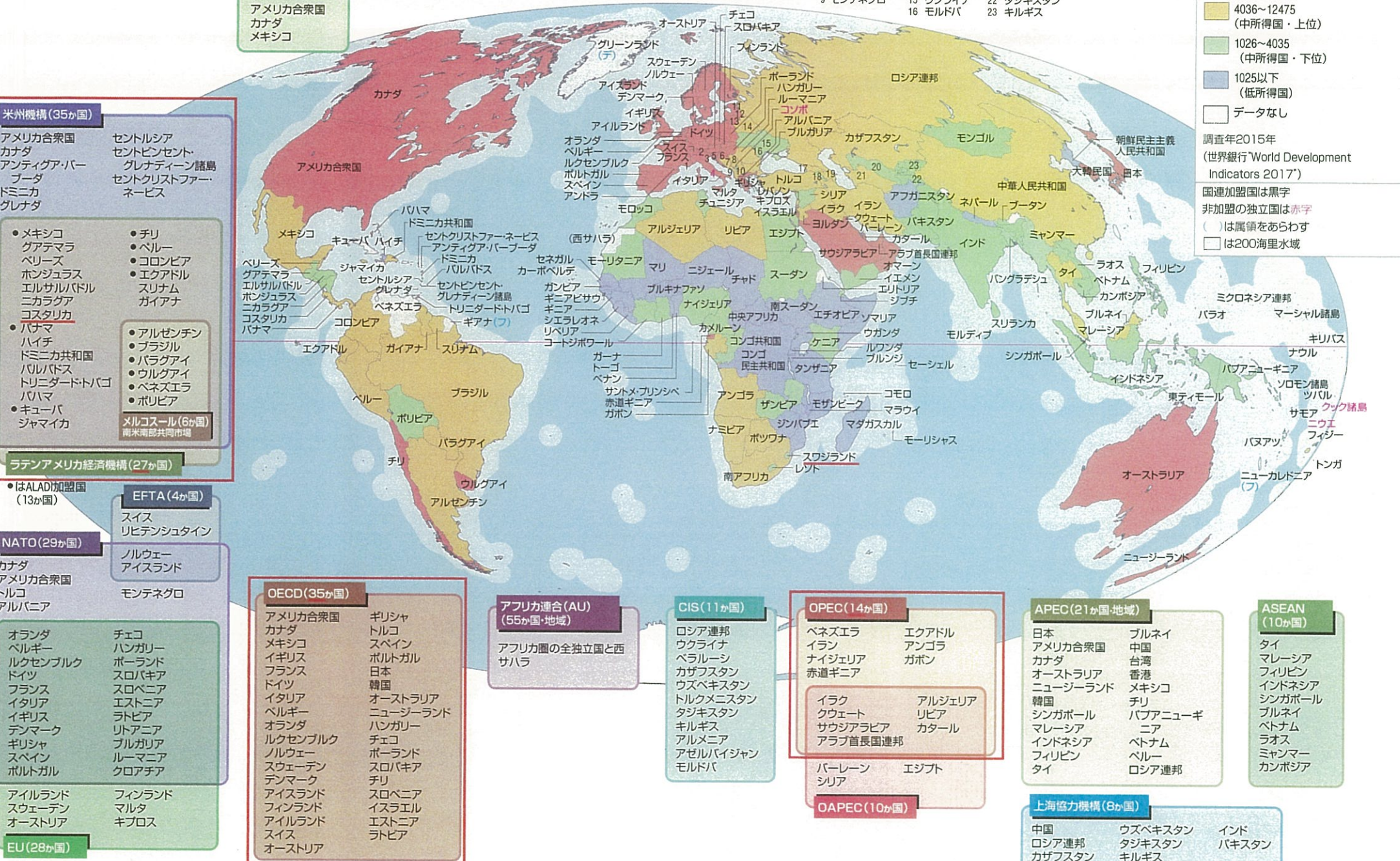
調査年2015年
(世界銀行"World Development
Indicators 2017")

国連加盟国は黒字

非加盟の独立国は赤字

()は属領をあらわす

□は200海里水域



番号 93, 103

NAFTA(3か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ

米州機構(35か国)

アメリカ合衆国
カナダ
アンティグア・バー
ブーダ
ドミニカ
グレナダコスタリカ
セントルシア
セントビンセント・
グレナディーン諸島
セントクリストファー・
ネービス

- メキシコ
- グアテマラ
- ベリーズ
- ホンジュラス
- エルサルバドル
- ニカラグア
- パナマ
- ハイチ
- ドミニカ共和国
- バハマ
- キューバ
- ジャマイカ
- チリ
- ペルー
- コロンビア
- エクアドル
- スリナム
- ガイアナ
- アルゼンチン
- ブラジル
- パラグアイ
- ウルグアイ
- ベネズエラ
- ボリビア

メルコスール(6か国)
南米南部共同市場

ラテンアメリカ経済機構(26か国)

●はALADI加盟国
(13か国)

EFTA(4か国)

スイス
リヒテンシュタイン
ノルウェー
アイスランド

NATO(29か国)

カナダ
アメリカ合衆国
トルコ
アルバニア

OECD(36か国)

オランダ
ベルギー
ルクセンブルク
ドイツ
フランス
イタリア
イギリス
デンマーク
ギリシャ
スペイン
ポルトガルアイルランド
スウェーデン
オーストリア

EU(28か国)

OECD(36か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ
イギリス
フランス
ドイツ
イタリア
ベルギー
オランダ
ルクセンブルク
ノルウェー
スウェーデン
デンマーク
アイスランド
フィンランド
アイルランド
スイス
オーストリアギリシャ
トルコ
スペイン
ポルトガル
日本
韓国
オーストラリア
ニュージーランド
ハンガリー
チェコ
ポーランド
スロバキア
チリ
スロベニア
イスラエル
エストニア
ラトビア
リトアニア

アフリカ連合(AU)

(55か国・地域)
アフリカ圏の全独立国と西
サハラ

CIS(11か国)

ロシア連邦
ウクライナ
ベラルーシ
カザフスタン
ウズベキスタン
トルクメニスタン
タジキスタン
キルギス
アルメニア
アゼルバイジャン
モルドバ

OPEC(15か国)

ベネズエラ
エクアドル
イラン
アンゴラ
ナイジェリア
ガボン
赤道ギニア
コンゴ共和国
イラク
クウェート
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
アルジェリア
リビア
カタール
エジプト
シリア

OAPEC(10か国)

APEC(21か国・地域)

日本
アメリカ合衆国
カナダ
オーストラリア
ニュージーランド
韓国
シンガポール
マレーシア
インドネシア
フィリピン
タイ
ブルネイ
中国
台湾
香港
メキシコ
チリ
パプアニューギ
ニア
ベトナム
ペルー
ロシア連邦

上海協力機構(8か国)

中国
ロシア連邦
カザフスタン
ウズベキスタン
タジキスタン
キルギス
インド
パキスタン

ASEAN(10か国)

タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
ベトナム
ラオス
ミャンマー
カンボジア

一人あたりGNI(米ドル)

- 12476以上
(高所得国)
- 4036~12475
(中所得国・上位)
- 1026~4035
(中所得国・下位)
- 1025以下
(低所得国)
- データなし

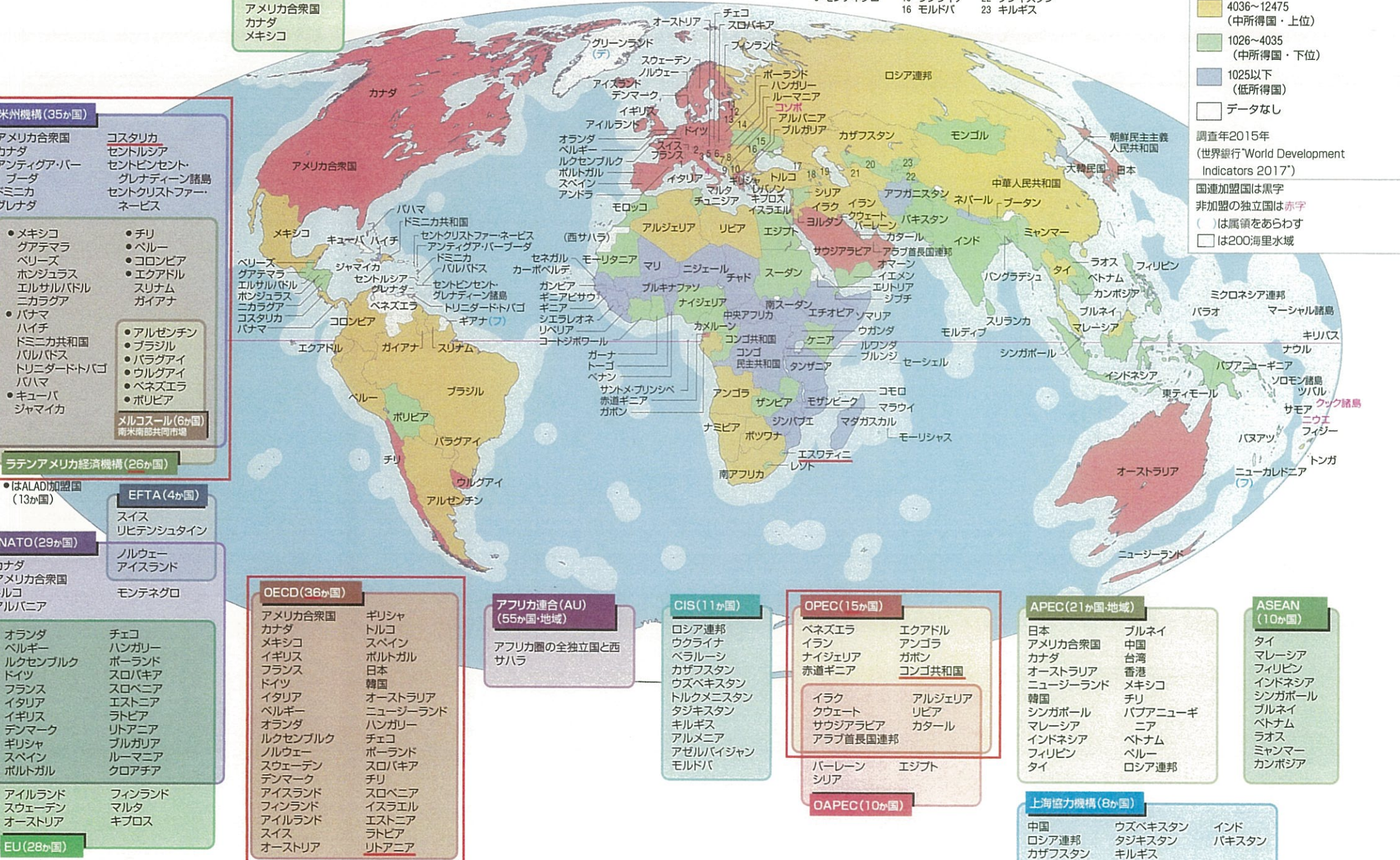
調査年2015年
(世界銀行"World Development
Indicators 2017")

国連加盟国は黒字

非加盟の独立国は赤字

()は属領をあらわす

□は200海里水域



訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
99	2	国際赤十字 <u>委員会</u>	国際赤十字
173	上表 2～3	1 日 8 時間をこえる労働が可能で、①1 週間単位 ②1 か月単位 ③3 か月単位から 1 年単位の 3 種類ある。③は 1 日 10 時間までの労働が可能に。	1 日 8 時間をこえる労働が可能で、①1 週間単位 ②1 か月単位 ③1 か月をこえ 1 年以内の期間単位の 3 種類ある。③は 1 日 10 時間まで可。
176	2～6	さらに <u>外国人労働者</u> の問題もある。外国人労働者のなかには法律で認められていない、いわゆる不法就労者がおおぜいおり、劣悪な条件の下で働いている。 <u>就労できる仕事の範囲を拡大するのか、縮小するのか。拡大するとしたら、労働条件をどのようにして改善するのか。</u> こうした問題は長期的な視点から検討していく必要がある。	さらに <u>外国人労働者</u> の問題もある。外国人労働者のなかには法律で認められていない、いわゆる不法就労者がおおぜいおり、劣悪な条件の下で働いている。 <u>外国人労働者が就労できる仕事の範囲などについては、拡大させる方向にあるが、労働条件をどのようにして改善するのかなどの問題もある。</u> こうした問題は長期的な視点から検討していく必要がある。
200	4	<u>〔C〕グローバル化の進展する世界における日本の役割とは何か。</u>	<u>〔C〕世界金融危機の後、世界経済はどのような状況にあるか。</u>